

山梨県 I C T ・ データ活用推進計画（仮称）

～ 官民データ活用基本法第9条に基づく
官民データ活用推進計画 ～

（ 素 案 ）

令和 年 月

目 次

I	背景	1
1	情報通信技術を巡る社会情勢	1
2	国の施策等の動向	2
3	本県の状況	4
II	計画の目的	5
III	計画の位置付け	5
IV	計画期間	6
V	推進体制	7
VI	施策展開に当たっての基本的な考え方	7
1	個人情報の保護と情報セキュリティの確保	7
2	人材育成	8
3	国の施策との整合性の確保	8
VII	施策の基本的な方針	8
1	行政手続のオンライン化原則への対応 【基本法第10条（手続における情報通信の技術の利用等）関係】	8
2	オープンデータの推進 【基本法第11条（国及び地方公共団体等が 保有する官民データの容易な利用等）関係】	9
3	情報システムの標準化・業務の見直し 【基本法第15条（情報システムに係る規格の 整備及び互換性の確保等）関係】	10
(1)	情報システムの最適化	10
(2)	AI・RPA等を活用した業務の効率化	10
(3)	テレワーク等の導入による働き方改革の推進	11
4	5G（第5世代移動通信方式）の利活用推進	11
5	市町村による自治体クラウド導入の推進 【基本法第15条（情報システムに係る規格の 整備及び互換性の確保等）関係】	11
6	マイナンバーカードの普及・活用 【基本法第13条（個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等）関係】	11

7	利用の機会等の格差の是正等	1 2
	【基本法第14条（利用の機会等の格差の是正）、 第17条（人材の育成及び確保）、 第18条（教育及び学習の振興、普及啓発等）関係】	
(1)	J R中央線トンネルにおける 携帯電話等の利用できない区間の早期解消等	1 2
(2)	防災拠点等における Wi-Fi 環境の運用	1 3
(3)	情報セキュリティ意識の普及、 高齢者、障害者、青少年等への I C T利活用支援	1 3
(4)	高度な I C T人材の育成	1 4
8	その他 I C T利活用施策の推進	1 4
	【基本法第16条（研究開発の推進等）、 第18条（その他必要な施策）関係】	
VII	計画の成果指標等	1 4
IX	個別施策	1 4
1	行政手続のオンライン化原則への対応	1 5
2	オープンデータの推進	1 6
3	情報システムの標準化・業務の見直し	1 8
(1)	情報システムの最適化	1 8
(2)	A I ・ R P A等を活用した業務の効率化	1 9
(3)	テレワーク等の導入による働き方改革の推進	2 0
4	5 G（第5世代移動通信方式）の利活用推進	2 1
5	市町村による自治体クラウド導入の推進	2 2
6	マイナンバーカードの普及・活用	2 3
7	利用の機会等の格差の是正等	2 4
(1)	J R中央線トンネルにおける 携帯電話等の利用できない区間の早期解消等	2 4
(2)	防災拠点等における Wi-Fi 環境の運用	2 5
(3)	情報セキュリティ意識の普及、 高齢者、障害者、青少年等への I C T利活用支援	2 6
(4)	高度な I C T人材の育成	2 7
8	その他 I C T利活用施策の推進	2 8

基本法：官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

I 背景

1 情報通信技術を巡る社会情勢

昭和39年(1964年)に、アジアで初めてのオリンピックが東京で開催されました。当時、高度経済成長期のまっただ中にあった日本では、オリンピックの開催に前後して暮らしが大きく変わりました。道路・鉄道・上下水道など20世紀の基幹インフラが整備され、大きな発展を遂げました。それから50年以上が経過し、令和2年(2020年)に日本で再びオリンピックが開催される今日の社会は、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)の飛躍的な進化によって、再び大きな変化を迎えようとしています。

ICTは、私たちの想像を超えるスピードで進展しており、とりわけスマートフォンが世の中に登場してからの約10年間では、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面で、ICTが大きな影響を与えてきました。また、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、IoT(Internet of Things: モノのインターネット)、AI(Artificial Intelligence: 人工知能)、ビッグデータの活用に繋がり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。すなわち、スマートフォンの普及、IoTの進展、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化により、文字のみならず、音声、画像・映像、位置情報、センサー情報など、多様なデータがリアルタイムで流通・蓄積され、こうしたデータをAIが分析し、遺伝学、ナノテクノロジー、ロボティクス等の技術と融合することにより、今までは夢や空想の中にしかなかったアイデアが、私たちの暮らしの中で実際に使える時代が到来しようとしています。

一方で、現在の日本は、高齢化率が高く、その上昇スピードも速いことから、生産年齢人口の減少による人口構造の変化が顕著となっているほか、経済再生と財政健全化の一体的な実現、イノベーションの創出や生産性の低い働き方の改革、子育て環境等の改善、安全・安心な社会の実現などが課題となっています。

このような課題に対応するに当たっては、技術的進展が著しいAI、ロボットなどのICTや流通・蓄積されたデータの利活用により、個人や事業者等の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応するための技術的環境の形成や、それを実現していくための対策を講じていくことが必要となっています。

2 国の施策等の動向

(国のICT戦略)

国のICT戦略（当初は、現在の「ICT」を「IT」と言っていたいますが、以下固有名詞や引用以外は「ICT」を使用します。）は、平成13年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が設置されて以降、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づく「e-Japan 戦略」の策定から始まりました。当初は、ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を着実に進め、その後、戦略の累次の見直しを行いながら、平成25年6月に新たなICT戦略として「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、ICTの利活用にその重点を移しつつ、世界最先端の「IT国家」を目指して各種政策を推進してきました。

(目指すべき未来の姿「超スマート社会 (Society 5.0)」)

現在、国の様々な計画等において、「超スマート社会 (Society 5.0)」を目指すべき未来の姿として掲げています。これは、平成28年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画（平成28年度から5年間の計画）において、「未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組」として、超スマート社会 (Society 5.0) を未来の姿として提起したことから始まっています。

超スマート社会 (Society 5.0) は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であり、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義されています。世界では、同様な取り組みとして、ドイツの「インダストリー4.0」、アメリカの「先進製造パートナーシップ」、中国の「中国製造 2025」など、ものづくり分野でICTを最大限に活用し、第4次産業革命というべき変化を先導していく取組が、官民協力のもとで打ち出されています。

一方、少子高齢化の影響が顕在化しつつある日本では、個人が生き活きと暮らせる豊かな社会を実現するために、システム化やその連携協調の取組を、ものづくり分野の産業だけでなく、様々な分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、さらには社会変革につなげていくことが極めて重要です。このため、ICTをはじめとする科学

技術の成果を様々な分野や領域で普及させていくことが、ビジネス力の強化やサービスの質の向上につながるものとして期待されています。

しかしながら、これまでの情報社会では、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であったり、人の能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担となったり、年齢や障害などによる制約もありました。

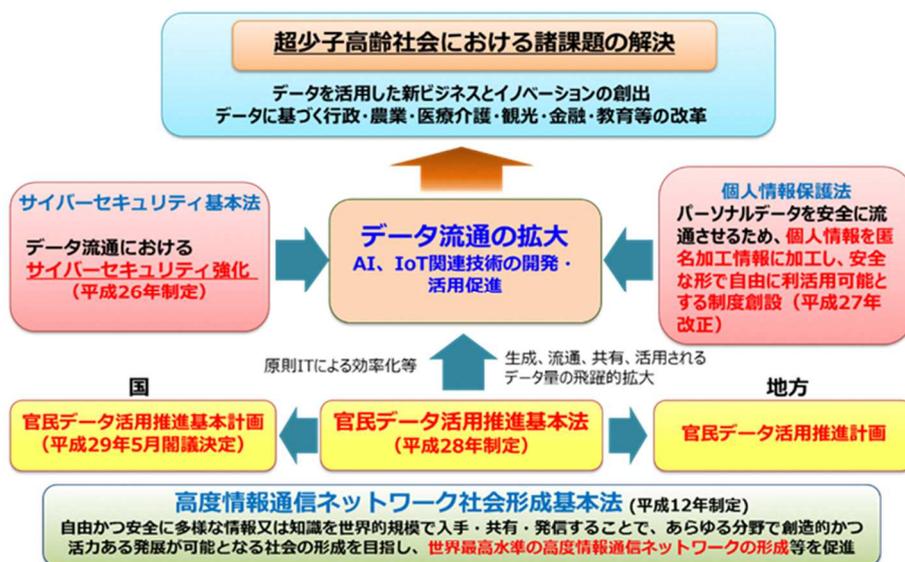
目指すべき、超スマート社会（Society 5.0）では、I o Tで全ての人とモノがつながり、知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すとともに、A Iにより必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、経済発展と社会的な課題の解決を両立していく社会になることが描かれています。

（官民データ活用推進基本法の制定）

こうした状況の中で、データ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「基本法」という。）が平成28年12月に公布・施行されました。基本法第8条第1項で国は、「官民データ活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされており、平成29年5月に「世界最先端I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、平成30年6月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「改定基本計画」という。）に改定しました。

この改定基本計画において、超スマート社会（Society 5.0）を日本の目指すべき未来の姿としており、第1部の「Ⅱ I Tを活用した社会システムの抜本改革」の中で、国が優先的に取り組むこととして、「Society 5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人ひとりが享受できるよう、非効率なシステム化や書面による申請等により、申請者の手間のみならず、行政のバックオフィス作業を含めて生じる官民の生産性低下の原因を削減すること」とし、その結果、「生み出された時間・労力を国民生活の質的向上のためのサービス提供や政策検討に振り向けるべくI Tを活用した社会システムの抜本改革を行う」としています。その上で、「サイバーセキュリティの確保を図りつつ、行政部門だけでなく民間部門と地方を含めた、生産性が高くI Tを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現する」こととしています。

さらに改定基本計画は令和元年6月に全部改定され、第1部の「I 基本的な考え方：我が国の社会課題とデジタル技術」の中で、「取組の基本的方向性」として、「デジタル技術は加速度的に進展し、国民生活やビジネスにおいて、しばしば「破壊的」とも言われる変化をもたらしている」ことを踏まえ、「Society 5.0 にふさわしい「新たな社会システム」への移行を図り、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現する」こととされました。



<図 官民データ活用推進基本法制定の背景>

3 本県の状況

本県においては、全国的な人口減少・少子高齢化が進行する流れの中、地域経済や県民生活に関連した様々な課題に取り組んでいかなければなりません。

その一方で、リニア中央新幹線の開業や中部横断自動車道の開通によってもたらされる、東京圏や中京圏へのアクセス向上や時間距離の短縮、国内外との交流拡大などは、本県の発展に大きな役割を果たすと期待されています。

また、ICT機器の爆発的な普及やAI、ビッグデータ、IoTなどの情報通信技術の急速な進歩により世界的に進む第4次産業革命と言われる変化に的確に対応することができれば、現在直面している様々な課題を解決する突破口とする可能性もあります。

本県では、山梨県総合計画において、本県の目指すべき姿を「県民一人ひとりが豊

かさを実感できるやまなし」とし、県民の生活に寄り添いながら、県民はもとより、市町村、関係団体、民間企業、NPO、教育・研究機関などとのパートナーシップにより、一人ひとり抱く夢を実現できる県、もっと豊かさと幸せを実現できる県を目指して取り組んでいます。

この豊かさの実現に向けては、従来から取り組んでいる心身の健康を維持するための十分なサービスの提供や収入を得るための職を作り出す産業の振興になどにより、社会としての豊かさ、「最大公約数の豊かさ」を確保するだけでなく、魅力的な仕事や憧れとなる職場の増加や、教育の充実により、県民一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばす機会と発揮する場を提供し、人生の各段階において自己実現を達成し、自分らしく暮らすことが可能となる個人としての豊かさ、「個々にオーダーメイドされた幸福感」を得ることができるように、県ではその環境づくりを進めています。

II 計画の目的

本計画では、5G（第5世代移動通信方式）をはじめとしたネットワークの技術、AIやビッグデータ、IoTといった情報通信技術、さらに本県が保有するデータ等の適正かつ効果的な利活用を通じて、県民の利便性の向上、行政事務の効率化等を図ることにより、本県の目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に寄与することを目的とします。

III 計画の位置付け

本計画は、県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」におけるICTやデータの利活用推進に係る部門計画であり、また、基本法第9条第1項に規定する官民データ活用推進計画（以下「県推進計画」という。）となります。

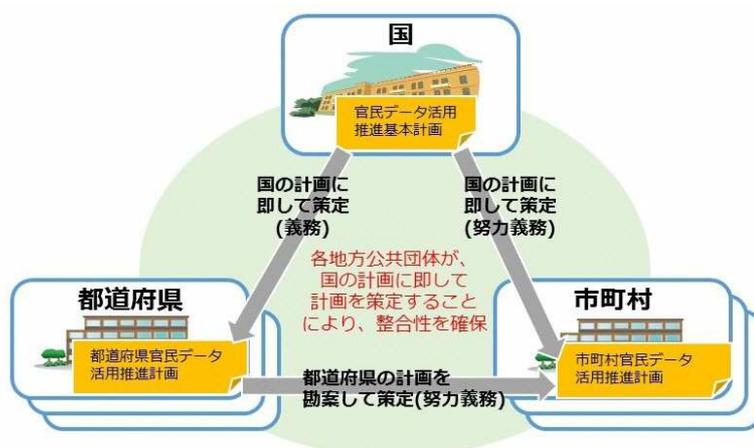
県推進計画とは、都道府県の区域内における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画であり、都道府県に策定が義務づけられています。

基本法において、「官民データ」とは、「電磁的記録（中略）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法

人（中略）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの」と定義され、県推進計画においては、都道府県が自ら保有するデータが中心になると想定されています。

また、県推進計画では、基本法第3章の基本的施策のうち、地方公共団体の対応が必要となる「手続における情報通信の技術の利用等」、「官民データの容易な利用等」、「個人番号カードの普及及び活用」、「利用の機会等の格差の是正」、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等」等に係る取組について、都道府県の実情に応じて定めることとされているため、本計画は、これらの基本的な施策等について、県が主体となって取り組むものを内容としています。

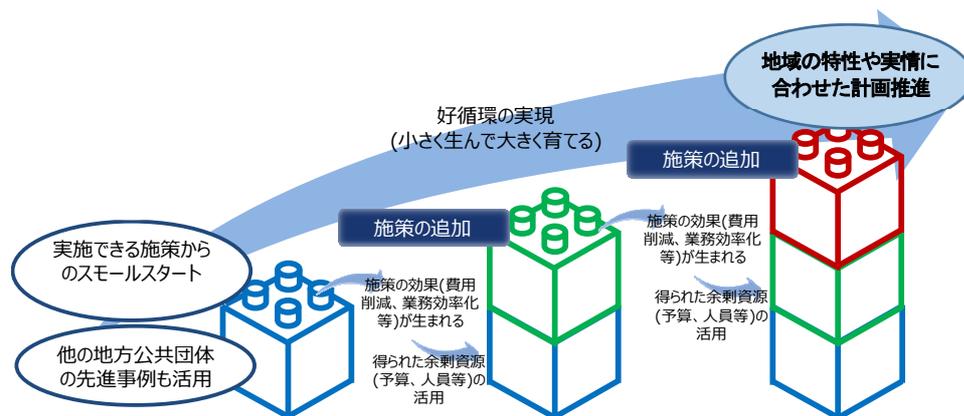
なお、本計画は、「官民データ」という法律用語を使わず、「ICT」や「データ」という平易な言葉を使って、本県のICTやデータの利活用の推進に係る計画としています。



<図 国の基本計画、県の推進計画等の関係>

IV 計画期間

計画期間は、「山梨県総合計画」と整合を図り、令和2年度から令和4年度までの3年間としますが、AIやIoTなどICTは日々進歩しており、国が策定する基本計画が毎年見直されている状況に鑑み、計画期間内においても、適宜、見直しを行うものとします。特に、「IX 個別施策」に示す諸施策については、国の施策や本県の取組の状況等を適切に反映するため、毎年、見直しを行い、施策内容の充実を図ります。



<図 本計画の推進イメージ (総務省資料から作成) >

V 推進体制

本計画の推進体制は山梨県情報化推進本部がその役割を担うこととし、部局横断的な具体的な取り組みについては、同本部に設置されている、情報化推進委員会、情報セキュリティ委員会において推進します。また、市町村や民間企業等と連携が必要な取組については、山梨県地域ICT推進協議会のほか、関係機関、関係団体等の協力を得て、推進します。

VI 施策展開に当たっての基本的な考え方

1 個人情報の保護と情報セキュリティの確保

ICTやデータの利活用を推進するに当たっては、個人情報の保護と情報セキュリティ対策を適切に実施していきます。具体的には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）、山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年山梨県条例第40号）等に基づき、適切な個人情報の管理を行うとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ戦

略（平成30年7月27日閣議決定）、山梨県セキュリティポリシー（山梨県情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準）等に基づき、適切な情報システムの運用体制を確保して、ICTやデータの利活用に係る県民等の不安の払拭に努めていきます。

2 人材育成

ICTやデータの利活用を推進できる人材を育成するため、ICTやデータの利活用のノウハウやサイバーセキュリティへの対応力などについて、国の支援メニューも活用して職員の研修等を積極的に推進します。また、外部人材や育成した職員の登用など、ICTやデータの利活用に係る体制の更なる強化を検討します。

3 国の施策との整合性の確保

基本法第19条では、「国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保」を講ずることとしており、国の基本計画や各種方針等に基づいて本計画を策定しICTやデータの利活用を進めていくほか、国の施策や事業等の活用を推進するとともに、県内市町村のICTやデータの利活用を支援します。

Ⅶ 施策の基本的な方針

1 行政手続のオンライン化原則への対応【基本法第10条（手続における情報通信の技術の利用等）関係】

基本法第10条では、地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずる」と、行政手続のオンライン利用を原則としていくことが定められており、本県においても、行政手続におけるオンライン利用を更に進めていくとともに、業務フローを検証し、業務改革に取り組むことにより、行政運営の効率化を実現します。さらに、行政手続におけるオンライン利用の促進を図るに当たっては、行政側の視点だけでなく、国の動向等を踏まえて、添付書類の廃止、ワンストップサービスの推進など県民や企業な

ど利用者の視点にたった利便性の向上、オンライン利用メリットの拡大等を図ります。

なお、行政手続のオンライン化原則への対応は、行政のあらゆる手続を最初から最後までオンラインで完結させることに取り組み、オンライン化された手続の利用を促進していきますが、利用者にオンラインでの申請等を義務づけるものではなく、当面の間は、オンラインでも申請等ができる環境を構築することを目指していきます。

2 オープンデータの推進【基本法第11条（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）関係】

オープンデータとは、保有するデータについて、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず、二次利用可能なルールで、②機械判読に適したデータ形式で、③無償で公開されたデータをいいます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国、地方公共団体、事業者等が保有するデータの公開・活用に対する意識が高まり、国では、公共データは国民共有の財産であるとの認識を示した「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等に基づき、オープンデータの取組を推進し、その後、「新たなオープンデータの展開に向けて」（平成27年6月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「オープンデータ2.0」（平成28年5月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を策定し、データの公開を中心とした取組から、データの活用を前提とした「課題解決型のオープンデータの推進」に発想を転換するという方向を示しました。このような経緯を踏まえ、基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずる」と定め、国では、これを具体化する「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」を示しました。

オープンデータの推進により、経済の活性化、新事業の創出、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現などが期待されており、本県においても、「オープンデータ基本指針」に示された基本的なルール、公開・活用を促す仕組み

等を踏まえて、県や市町村が保有するデータのオープンデータ化を推進するとともに、個人や事業者等の権利利益、国の安全等が害されないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促していきます。

3 情報システムの標準化・業務の見直し【基本法第15条（情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等）関係】

基本法第15条では、「国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずる」と規定し、情報システムの標準化、業務の見直しを進めることとしています。

本県においても、情報システムの最適化や業務の見直しに取り組むとともに、ICTを活用した業務の効率化やテレワーク等による働き方改革を推進します。

(1) 情報システムの最適化

情報システムの最適化については、引き続き情報システムの適正かつ効率的な運用を目的とし、情報システムのコスト適正化、効率化及び安定稼働に取り組みます。

このため、情報システムの利用実態の可視化及び管理を確実に実施し、新しいパソコンやサーバ、ソフトウェア等への対応など情報システムの運用環境の変化を考慮しつつ、業務の見直しを行った上で、情報システムの標準化、システムライフサイクルを踏まえた情報システムの見直しを徹底します。さらに、情報システムの特長や運用環境を鑑みた上で、クラウドサービスの利用も視野に入れ、業務継続性や情報セキュリティの確保等を推進します。

特に情報セキュリティについては、通信量の増加、効率性を発揮できる業務環境の構築など将来を見据えたネットワーク環境を検討し、情報活用分野との一層の連携を進め、本質的な水準を確保していきます。

(2) AI・RPA等を活用した業務の効率化

生産年齢人口が減少する中、限られた財源と人的資源を地域住民への行政サービス向上に資する業務に振り向けるため、様々な業務プロセスについて、自動化・省力化できる部分を抽出し、AIやRPAの導入を進め、業務効率の飛躍的向上につ

なげるとともに、県におけるビッグデータの利活用を検討し、データに基づいた効果的な政策立案、住民サービスの向上等を推進します。

(3) テレワーク等の導入による働き方改革の推進

I C Tの活用により、生産性の向上を図るため、ペーパーレス化、業務の見直しを進めるとともに、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスを内容とするテレワークを導入することで働き方改革を推進し、その定着を図ります。特に、テレワークについて、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組の一環として国と連携し普及啓発を行うことで、導入の社会的気運を醸成していきます。

4 5 G（第5世代移動通信方式）の利活用推進

令和2年春に商用サービスの開始が予定されている5Gについて、県内におけるエリア展開が早期に図られるよう取り組みます。

また、超高速・超低遅延・多数同時接続という5Gの特性を活かした各種利活用施策を推進するとともに、他都道府県等とも連携した利活用施策について取り組みを進めていきます。

5 市町村による自治体クラウド導入の推進【基本法第15条（情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等）関係】

県内市町村の情報システムに係るコストの削減、セキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保等を図るため、住民情報や税を扱う基幹業務システムの共同化を行う自治体クラウドを推進するとともに、基幹業務システム以外の情報システムの共同化も推進します。

また、教員等の事務作業負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質の向上を図るため、県や市町村の教育委員会において、校務支援システム、教育委員会のセキュリティ対策などの共同化を推進します。

6 マイナンバーカードの普及・活用【基本法第13条（個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等）関係】

マイナンバー制度は、行政の効率性・透明性を高め、国民にとっての利便性の高い

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。このマイナンバーは、住民票コードを交換して得られる12桁の番号であり、市町村長から通知カードにより本人に通知され、利用分野は、社会保障、税、災害対策の行政手続に限定されています。

一方、マイナンバーカードは、マイナンバーの提示と本人確認ができるカードであり、市町村長が本人からの申請に基づき交付しています。個人番号は裏面に記載され、顔写真付カード表面は身分証明書として利用できるほか、電子証明書（公的個人認証）が入ったICチップが付いています。マイナンバーカードの電子証明書は、マイナンバー自体を使用しないため、民間サービスでも利用が可能で、今後、サービスの拡大が見込まれています。

本県では、住民の利便性向上や行政事務の負担軽減を図るため、国が示した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」等を踏まえて、マイナンバーカードによる本人確認のほか、コンビニ交付サービス、ワンストップサービスなど、公的個人認証によるオンラインでの安全かつ確実な本人確認・本人認証が広く利用される取組を推進します。

7 利用の機会等の格差の是正等【基本法第14条（利用の機会等の格差の是正）、第17条（人材の育成及び確保）、第18条（教育及び学習の振興、普及啓発等）関係】

（1）JR中央線トンネルにおける携帯電話等の利用できない区間の早期解消等

現在、携帯電話やスマートフォンなどモバイル端末は、単なる連絡手段にとどまらず、スマートフォンでのインターネット利用がパソコンを上回るなど、ビジネス、観光、日常生活における情報収集等に不可欠なものとなっています。

こうした状況の中で、本県の社会活動や経済活動を支えるJR中央線では、多くのトンネル区間で依然として携帯電話やスマートフォンが利用できない状況であり、利用者が非常に不便な思いをしているため、携帯電話やスマートフォンが利用できるようにする必要があります。また、事故や災害等が発生した場合は、携帯電話やスマートフォンを利用して、家族や会社などに連絡し、インターネットから情報収集することが想定され、防災上の観点からも重要性を増しています。

このため、JR中央線トンネルにおける携帯電話やスマートフォンの利用できない区間の早期解消を推進し、これにより訪日外国人観光客を含めた利用者の利便性

向上及び非常時等における通信手段の確保等を図ります。

また、リニア中央新幹線の開業に向け、開通に遅れることなくリニア中央新幹線において移動通信サービスの提供が受けられるよう関係機関へ働きかけを行ってまいります。

(2) 防災拠点等におけるWi-Fi環境の運用

免許が不要の小電力無線局による無線通信を利用してデータの送受信を行うWi-Fiは、通信できるエリアは限定されますが、高速・大容量の無線通信が可能であり、防災面等での有用性等を踏まえて、国では、重要な社会インフラとしてWi-Fi環境の整備を推進しています。

本県では、災害時等における県民などの通信手段の確保を図るため、平成28年度に防災拠点や集客施設等の県有施設にWi-Fi環境(山梨県Free Wi-Fi)を整備し、平常時においても、行政情報提供や観光情報提供等の通信基盤として活用を図ってきました。引き続き、防災拠点等におけるWi-Fi環境を運用するとともに、県内におけるWi-Fi環境の整備等を推進していきます。

(3) 情報セキュリティ意識の普及、高齢者、障害者、青少年等へのICT利活用支援

ICTやデータ利活用に伴うリスクやトラブルも増大することから、リスク管理や情報管理の徹底、サイバー攻撃・ウイルスなど不正プログラムへの対策強化など、常に情報セキュリティ対策を意識した、安全かつ適正なICTやデータ利活用を促進するため、行政のみならず、県民や企業等に対しても、情報セキュリティ意識の醸成を図ります。

また、児童・生徒の情報リテラシーの向上を図るため、プログラミング教育や情報セキュリティ対策を含めた教育を充実します。特に、AI時代においては、すべての人がAIに関わることとなるため、AIをより正確に理解し活用するための基礎知識、課題設定力などの基礎力の醸成を行います。

さらに、高齢者や障害者も含め、県民誰もがWebサイトを利用しやすくするために、県や市町村のWebサイトのアクセシビリティの向上を推進します。

(4) 高度なICT人材の育成

将来的に情報通信産業の人材が不足すると予測されているため、官民が連携して、ネットワークインフラを支える人材、技術開発人材のみならず、AIを含めたICTやデータ活用に係る専門的な知識等を有する人材、高度な情報セキュリティ対策を担う人材等の育成に取り組みます。

8 その他ICT利活用施策の推進【基本法第16条（研究開発の推進等）、第18条（その他必要な施策）関係】

国では、基本計画において、経済再生、地域の活性化、生活の安全・安心の確保など集中的に対応すべき諸課題に対して、ICTやデータの利活用等による解決が期待される分野として、①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、⑧移動を重点分野に指定し、各種施策等を展開することとしています。

本県でも、こうした重点分野等において、ネットワーク技術や、AI、IoTなどのICT、データを活用する各種施策等を推進します。

VIII 計画の成果指標等

本計画における令和4年度末における成果指標等については、次のとおりとし、成果指標を設定する施策は、「IX 個別施策」に示します。

- ・山梨県総合計画で成果指標が設定されている施策については、その成果指標を用いることとします
- ・山梨県総合計画で成果指標が設定されていない施策や総合計画に記載されていない施策については、国で示している目標値や、各施策における令和4年度の整備状況・運用状況を踏まえ、必要に応じて成果指標を設定します。

IX 個別施策

1 行政手続のオンライン化原則への対応

(現状と課題)

本県では、行政手続を書面によることに加え、オンラインでも可能とした行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の施行を踏まえて、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号）を制定するとともに、電子申請受付共同事業として、市町村と共同で、県民等に対して、インターネットを利用した県や市町村への電子申請等のサービスを提供する電子申請システムを平成15年度に構築し、平成16年度から運用を開始しました。その後、5年ごとにシステムを更新し、平成30年度からは第4期システムが稼働しているところであり、本県の行政手続等における電子申請システムの利用状況は、318手続（平成31年3月31日現在）、平成30年度の電子申請の実績は、18,247件となっています。

また、公共事業の電子入札が平成17年4月から可能となり、平成30年度の電子入札の実施状況は、3,312件（全体の99.9%）となっているほか、地方税電子申告システム（eL-TAX：エルタックス）を利用した法人県民税・法人事業税の電子申告、電子申請・届出の受付が平成27年12月から可能となり、平成30年度の電子申告の状況は、21,344件（全体の74.9%）となっています。

こうした状況の中、国では、令和元年5月に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（いわゆる「デジタル手続法」）により、行政手続のオンライン化を原則とすることとしており、その実現に向けた法整備やシステム基盤の整備、行政手続等における各種添付書類の提出不要化、自動車保有、子育て、介護など各種ワンストップサービスの推進、法人共通認証基盤や補助金申請システムの構築等を進めています。

本県においても、こうした国の施策と連携して、行政手続のオンライン化を進めていく必要があります。併せて、電子申請受付共同事業の実施主体となっている山梨県市町村総合事務組合と連携して、県内市町村による行政手続のオンライン化を支援していく必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① 行政手続オンライン化の推進
- ② 自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進
- ③ 子育てワンストップサービスの推進
- ④ 介護ワンストップサービスの推進
- ⑤ 国が構築している法人共通認証基盤、補助金申請システムの活用
- ⑥ 国が構築している就学支援金事務処理システムの活用

(成果指標等) ㊦は総合計画で設定されているもの

- 行政手続オンライン化の推進

【成果指標等】 オンライン化された行政手続数が令和元年度末から45件増加している

2 オープンデータの推進

(現状と課題)

本県では、平成26年度にオープンデータ導入に向けた検討を行い、オープンデータ・カタログサイト（庁内試行版）を暫定的に立ち上げ、データ登録など試行運用を行うことにより、庁内推進体制のあり方や、データ把握・整理の方法など、導入する上で必要となる事務や課題等の洗い出し等検証を実施しました。この検証における公開及び利用の基本方針、運用体制、役割分担等を検討や国の動向、他の都道府県での取り組みなどを踏まえて、本県でのオープンデータの公開については、当面、二次利用など利用ルールを明確化して、既存のデータ形式での公開を進めていくこととし、平成30年2月にホームページに「オープンデータサイト」を開設して、リンク集形式のオープンデータの公開を開始しました。

一方で、国では、オープンデータの促進にあたり、地方公共団体によって公開されることが推奨されるデータセット（以下「推奨データセット」という。）として、平成29年12月に14種類を公開しました。今後は、利用者の利便性を向上するためのカタログサイトの導入、推奨データセットによる公開など掲載データを充実するとともに、オープンデータの利活用を推進し、経済の活性化、新事業の創出、行政の透明性・信頼性

の向上、官民協働による公共サービスの実現などにつなげていく必要があります。

さらに、国では、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことを目指すオープンデータ・バイ・デザインの推進、オープンデータ化が進展していない都市計画基礎調査情報の利用環境の充実、各種統計データのオープン化の推進ほか、オープンデータ化の促進等を進めており、本県においても、こうした国の取り組みを反映する中で、オープンデータの推進に取り組んでいく必要があります。

併せて、県内市町村によるオープンデータの推進を支援していく必要があります。市町村のオープンデータの取り組みを推進するため、国が自治体職員向けに、オープンデータに関する知識・技術等を体系的に習得できるよう開設したオープンデータ研修ポータルサイトを活用し、職員への知識・技術等の向上を図っていくとともに、山梨県地域ICT推進協議会等と連携して、オープンデータの利活用を推進していく必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① 県が保有するデータのオープンデータ化の推進
- ② 市町村のオープンデータの取り組みの推進
- ③ 都市計画に関するデータの利用環境の充実
- ④ 犯罪発生情報のオープンデータ化の推進への対応
- ⑤ 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供
- ⑥ 保育所等の利用に関する有益な情報の公開促進
- ⑦ ボーリング柱状図のオープンデータ化
- ⑧ 路線バス情報のオープンデータ化によるバスコンシェルジュの運用

(成果指標等) ⑧は総合計画で設定されているもの

- 県が保有するデータのオープンデータ化の推進
- 【成果指標等】 オープンデータカタログサイトが運用されている

3 情報システムの標準化・業務の見直し

(1) 情報システムの最適化

(現状と課題)

本県では、平成15年度に策定した「電子自治体構築に向けての基本的方針」に基づき、情報システムの統一的管理に向けた取り組みを進めてきました。しかし、行政事務の増大、複雑化や職員の削減等に伴って、情報システムへの依存度が高まり、様々な情報システムが開発・運用されている中、情報システム関連経費の増加が課題となり、全庁的視点から統一的に管理していくことが必要となりました。このため、平成26年度から平成30年度を計画期間とした「山梨県情報システム最適化計画」を策定し、情報システムの統合・共通化、管理体制の確立及びルールの標準化に取り組んできました。

「山梨県情報システム最適化計画」の目標は概ね達成しましたが、これまでの取組結果の課題として「システム所管課の業務負担増」、「情報システム基盤の資源増減の制限」、「災害対策の強化」、「職員のICTスキルの不足」、「情報システムの陳腐化」への対応が必要となってきました。また、国の政策等環境変化に伴う新たな課題として「業務の標準化、効率化の必要性」、「情報セキュリティの確保」への対応も必要となってきました。

このため、これらの課題への対応、国の動向、近年のICT技術の普及状況等を踏まえ、本県の情報システムの最適化に係る基本方針とした「山梨県情報システム最適化方針」を策定して、令和元年度から取り組んでいるところであり、今後もより一層この取り組みを進めていく必要があります。

(具体的な施策内容)

- | |
|---|
| ① 山梨県情報システム最適化方針の運用
② 情報システムごとの再構築等の検討 |
|---|

(成果指標等) ②は総合計画で設定されているもの

- | |
|---------------------|
| ○ 山梨県情報システム最適化方針の運用 |
|---------------------|

【成果指標等】 情報システムの経費削減及び安定稼働並びに業務効率の向上が図られている

(2) AI・RPA等を活用した業務の効率化

(現状と課題)

総務省が「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」という観点から2040年頃を見据えた自治体行政基本的方向性を検討するために設置した「自治体戦略2040構想研究会」が、平成30年7月に第二次報告を公表し、「AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理することにより（中略）職員でなければできない業務に注力するスマート自治体へと転換する必要がある」としています。

これまでに、行政事務の多くは、情報システムを活用して業務の効率化を推進してきたところですが、自治体の経営資源が制約される中、公共サービスを的確に実施するためには、AIやRPA等の新技術を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、少ない職員でも効率的に事務処理を行い、職員が行う業務を単純作業から付加価値の高い業務へシフトさせることにより、県民サービスの向上を図る必要があります。

現在、AIによる音声認識技術は、認識率が100%ではないものの、実務に活用できるレベルにきており、RPAについても、自治体における導入の検討、モデルケースへの導入の取組が広がっています。本県においても、平成30年度に、AIによる音声認識技術を活用した議事録作成支援システムやRPAの試行を行い、業務の効率化に一定の効果が得られたことから、令和元年度にこれらのシステムを導入しました。

一方で、あらゆる業務においてこれらの技術を活用し、自動化・省力化を図るためには、職員がAIやRPA等の利便性を認識することが重要であり、そのためには、職員向けにAIやRPA等を広く浸透させる取り組みを行っていく必要があります。AIやRPAを活用した業務改善の拡大を目指して、運用体制の整備や運用環境の最適化なども含めて、全庁で取り組みを推進しく必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① R P Aを適用する業務の拡大
- ② A Iによる音声認識技術を活用した議事録作成支援システムの運用
- ③ A I利活用の促進に向けた庁内支援

(成果指標等) ④は総合計画で設定されているもの

- R P Aを適用する業務の拡大

【成果指標等】 R P A導入業務を拡大し、業務の効率化が進んでいる

(3) テレワーク等の導入による働き方改革の推進

(現状と課題)

国は、平成25年6月に閣議決定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、2020年までに、週1日は終日在宅で就業する人を全労働者の10%以上にするを目標として、テレワークを推進しています。

また、本県において、平成29年1月から組織全体で取り組んでいるワーク・ライフ・バランスの推進には、多様な働き方を可能にする環境が必要となっています。

時間や場所を有効に活用できる働き方である、ICTを活用したテレワークには、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークなどがありますが、県では、令和元年度にテレワークに必要となる基盤整備や勤務時間を弾力的に運用する制度改正を行いました。

これらの働き方改革は、子育てや介護を抱える職員のみならず全ての職員にとって働きやすい環境整備となることから、県庁での取り組みの成果を民間や市町村に情報提供し、県全体に波及させていく必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① 資料の電子化、共有化の推進
- ② テレワークの普及
- ③ サテライトオフィスの設置
- ④ モバイルワークのためのタブレットPC導入

(成果指標等) ④は総合計画で設定されているもの

○ テレワークの普及

【成果指標等】 県庁内でテレワーク利用環境が構築・実施されているとともに、民間企業や市町村にその取り組みが紹介されている

4 5G（第5世代移動通信方式）の利活用推進

(現状と課題)

令和元年のラグビーワールドカップでプレサービスが提供された次世代の移動通信方式「5G（第5世代移動通信方式）」について、総務省は、エリア展開方針として、全国への広がり・展開可能性、地方での早期サービス展開、サービスの多様性などを評価するとし、都市部・地方部を問わず、需要の見込まれる地域での早期展開の促進を図るとしています。

このような中で、5Gは重要かつ不可欠な情報通信基盤であるとの認識のもと、2020年春の商用サービスの開始に向け、5Gの特性である、超高速・超低遅延・多数同時接続を活かした利活用が進むよう、県内における早期エリア展開の推進に、事業者等とも連携しながら、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、5Gの活用については、国や東京都などと連携した取り組みを検討していくとともに、ローカル5Gについても、情報通信事業者等と情報共有しながらその活用を検討する必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① 5Gの県内におけるエリア展開の推進
- ② 5G（ローカル5Gを含む）の県内における活用の推進

(成果指標等) ④は総合計画で設定されているもの

○ 5Gの県内におけるエリア展開の推進

【成果指標等】 全市町村で5Gのエリア展開が進んでいる

5 市町村による自治体クラウド導入の推進

(現状と課題)

複数の団体で住民情報や税を扱う基幹業務システムの共同化を行う自治体クラウドを導入している団体数は、全国で379（平成29年度末現在）団体であり、市町村が単独で基幹業務システムのクラウド化を行っている単独クラウドを導入している団体を合わせると、1,013団体が基幹業務システムのクラウド化を実施しています。本県においては、峡南地域の5町（市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町）で情報システムをクラウド化しており、住民情報・税・福祉などの基幹業務システムにおいて共同利用を行っています。令和3年1月には、これら峡南5町に山中湖村が加わり共同利用を行っていく予定です。

平成29年度末までにクラウド導入市区町村数を約1,000団体まで拡大するという政府目標が達成されたことを踏まえ、基本計画やデジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、令和5年度末までにクラウド導入団体数については、約1,600団体となるよう取り組むこととし、一層のコスト削減効果が見込める複数団体による共同化を行う自治体クラウド導入団体数については、約1,100団体となるよう目標が掲げられました。

この新たな政府目標を踏まえ、本県においても、山梨県市町村総合事務組合を中心として基幹業務システム共同化ワーキンググループを開催し、県内市町村の自治体クラウド導入を促進する取組を進めておりますが、今後、自治体クラウド導入に向けて参加団体の構成をどのようにするか、業務の共通化・標準化の実施の上での対象業務の範囲をどのように決めていくのか、などの課題を解決していく必要があります。

(具体的な施策内容)

- | |
|--|
| ① 市町村に対する自治体クラウド導入支援
② 統合型校務支援システムの導入 |
|--|

(成果指標等) ◎は総合計画で設定されているもの

- | |
|------------------|
| ○ 統合型校務支援システムの導入 |
|------------------|

【成果指標等】 統合型校務支援システムが整備され、適切に運用されている

6 マイナンバーカードの普及・活用

(現状と課題)

本県では、マイナンバーカードの普及を促進するために、県内各地において広く県民に広報活動を行ってきました。また、県政出張講座を開催し、マイナンバー制度やマイナンバーカードに対する理解を深めていただくための取組も実施してきましたところですが、保有率は、11.4%（令和元年9月16日現在）であり、全国平均の14.0%を2.6%下回っている状況であります。

マイナンバーカードは顔写真付きであるため、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として使用でき、住所地以外のコンビニエンスストアなどでも住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができます。また、マイナンバーカードにはICチップが搭載されていますので電子証明書を利用することにより、e-Taxなどのオンラインでの行政手続を行うことができます。

国では、マイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいます（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）、未来投資戦略2018（同））

本県においても、マイナンバーカードの利用を促進するために、マイナンバー制度やマイナンバーカードの利便性などを丁寧に説明し、マイナンバーカードを普及させる必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① マイナンバー制度の普及を図るための啓発活動の実施
- ② マイキープラットフォーム構想の推進

(成果指標等) は総合計画で設定されているもの

- マイナンバー制度の普及を図るための啓発活動の実施

【成果指標等】 全県民のほとんどがマイナンバーカードを取得している。

7 利用の機会等の格差の是正等

(1) JR中央線トンネルにおける携帯電話等の利用できない区間の早期解消等

(現状と課題)

総務省の公表資料「ブロードバンドの整備状況」における本県の情報通信基盤の整備状況については、平成23年3月末でブロードバンド・ゼロ地域を解消し、平成30年3月末には移動系超高速ブロードバンド（LTE等）利用可能人口率が99.8%（全国99.8%）、固定系超高速ブロードバンド（FTTH、下り30Mbps以上のCATVインターネット等）利用可能世帯率が99.7%（全国99.2%）となり、居住地域の情報通信基盤がほぼ整っている状況となっています。

こうした状況の中で、本県では、居住地域以外の情報通信基盤の整備として、JR中央線トンネルにおける携帯電話等の利用できない区間の解消に取り組み、平成20年度から国等への要望活動を行ってきました。

鉄道トンネルの不通話対策は、総務省の補助事業である電波遮へい対策事業を活用して、携帯電話事業者等で構成する（公社）移動通信基盤整備協会が、鉄道事業者と連携して解消を進めています。中央線の高尾・小淵沢間のトンネルのうち、長さが2,000メートル以上のトンネル（笹子、新笹子、新与瀬、小仏、新小仏）については、平成25年6月までに、携帯電話等のサービスが開始されましたが、それ以外の多くのトンネルは依然として不通話区間となっています。

国では、平成26年度以降、東京オリンピックが開催される令和2年までに新幹線の全区間の対策完了を目指す方針で電波遮へい対策事業を実施してきましたが、新幹線の対策に目処がたち、令和元年度以降、在来線においても、対策の実施が期待できる状況となったことから、県では、国等に対して、中央線における不通話区間の解消の要望活動等を行いました。その結果、高尾・大月間において東京オリンピックまでの完成を目指した対策事業が実施され、さらに、大月・甲府間の対策事業についても、令和2年度に対策事業が実施される見込みとなっており、今後は、残された甲府駅以西の区間への対応が必要となっています。

また、リニア中央新幹線の開業に向け、在来線トンネルのように携帯電話等の不通話区間を作らないよう、開通に遅れることなくリニア中央新幹線において移動通信サービスの提供が受けられるように関係機関へ働きかけを行っていく必要があります。

(具体的な施策内容)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① J R 中央線トンネルにおける携帯電話等の利用できない区間の早期解消の推進② リニア中央新幹線の開業に向けた移動通信サービス提供に係る事業者等への要望活動 |
|--|

(成果指標等) ④は総合計画で設定されているもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ J R 中央線トンネルにおける携帯電話等の利用できない区間の早期解消の推進 <p>【成果指標等】 ④不通話区間の解消が進んでいる</p> |
|--|

(2) 防災拠点等における Wi-Fi 環境の運用

(現状と課題)

東日本大震災の際に、各種支援サイトなどが立ち上りましたが、避難所においてインターネットが利用できる環境になく、これらのサイトを十分に利用することができない状況が発生するなど「災害時のインターネット接続環境の確保」という課題が浮き彫りになりました。また、訪日外国人観光客には、日本国内で通信事業者との契約がないことから、国内でインターネット接続するためには、Wi-Fi 環境が必要となる状況となっていました。これらの状況を踏まえ、国は、「スマート・ジャパン I C T 戦略」(平成 26 年 6 月)において、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、観光地や防災拠点における Wi-Fi 環境の整備を促進することを決定しました。

こうした中で、本県においては、「やまなし Free Wi-Fi プロジェクト」等の取組により、N T T 等の民間業者が主導となり、観光地域では、店舗等へ Wi-Fi 環境の整備が進んでいましたが、防災拠点等の県有施設では、整備が進んでいない状況でした。

そこで、県では、災害時等における県民などの通信手段の確保を図るため、避難所等防災拠点や集客施設等の県有施設に Wi-Fi 環境を整備し、平時においても行政情報や観光情報等を提供する通信基盤として活用を図ることとし、平成 29 年 3 月に山梨県公衆

無線LAN（山梨県 Free Wi-Fi）の運用を開始しました。これにより、災害時の通信手段の選択肢が増え、避難者等が、自らが必要とする情報の収集や安否確認等の受発信が可能となり、適時適切な情報取得の確実性が高まりました。

今後は、新たに避難所等に指定される県有施設への整備など必要に応じた追加整備に対応するとともに、利用者の利便性や安全性の向上に向け継続的に運用面の改善を図っていく必要があります。

（具体的な施策内容）

① 防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備・運用

（成果指標等） ②は総合計画で設定されているもの

○ 防災拠点等における Wi-Fi 環境の運用

【成果指標等】 防災拠点等において Wi-Fi 環境が運用され、情報提供が行われている

（3）情報セキュリティ意識の普及、高齢者、障害者、青少年等へのICT利活用支援

（現状と課題）

本県では、山梨県地域ICT推進協議会において、県・市町村や情報通信業をはじめとする各種企業・団体及び一般県民を対象に、情報セキュリティやICT利活用に係る講演会やセミナーを実施し、広く普及啓発活動を推進しています。特に、毎年11月に開催している「山梨テクノICTメッセ」においては、トレンド技術について著名な方々を招いた講演会の実施や出展企業等による先端技術の展示のほか、県内の企業・団体や大学等と連携し、体験コーナーや子供向けプログラミング教室の実施など、多くの県民が県内にてICTに触れられるイベントを企画し、ICT利活用促進に向け取り組んでいます。

しかしながら、更なる普及啓発を行うため、県民が身近に情報セキュリティやICT利活用に係る知識が学べるよう、山梨県地域ICT推進協議会による派遣事業を活用して各種団体等への講師派遣を実施し、高齢者、障害者、青少年等幅広い層へ学習の機会を提供する体制づくりが課題となっています。

また、児童・生徒へのプログラミング教育や情報セキュリティ対策等含めた情報リテ

ラシー教育の充実を図るために、産学官が連携した地域のICT教育の基盤となる体制づくりを推進していく必要があります。

なお、県ホームページにおけるWebアクセシビリティ確保に向けては、職員研修を実施するなど、全庁的に周知徹底が図られるよう取り組んでいます。

(具体的な施策内容)

- ① WEBアクセシビリティ確保
- ② 山梨県地域ICT推進協議会による派遣事業を活用した県民向けの情報セキュリティ・ICT利活用に係る知識向上のための講習会等の実施

(4) 高度なICT人材の育成

(現状と課題)

本県では、県内のICT人材の育成に寄与するため、平成26年度から平成27年度に県内情報通信業と連携し業界の人材育成を促進するためのICT人材養成事業を実施し、また、平成28年度から産学官連携により、県内の学生がインターンシップ等を通じ高度な情報技術を学ぶとともに県内のICT人材の確保に繋げることを目的に産学官連携ICT人材育成事業を実施しています。

今後も、山梨県地域ICT推進協議会や(一社)山梨県情報通信業協会等と連携し、専門家等によるセミナーや研修を実施するほか、国等が提供する人材派遣や研修用コンテンツ等も活用しながら、県内の更なる高度ICT人材の育成を推進していく必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やeラーニング等の活用の促進
- ② 新時代の学びを支える先端技術の活用推進
- ③ 産学官連携ICT人材育成

- ④ 山梨県地域 I C T 推進協議会、やまなし I o T 推進ラボ、(一社) 山梨県情報通信業協会等と連携した高度 I C T 人材育成の推進

(成果指標等) ⑥は総合計画で設定されているもの

- 新時代の学びを支える先端技術の活用推進
【成果指標等】 ⑥新学習指導要領で示された「情報活用能力」の育成に対応しうる環境が整備されている
- 産学官連携 I C T 人材育成
【成果指標等】 ⑥インターンシップ受入企業数 1 5 社

8 その他 I C T 利活用施策の推進

(現状と課題)

国では、ネットワーク等の技術や A I 等に係る革新的な基盤技術の研究開発を推進しています。こうした技術や、データの活用等により、経済成長や社会課題の解決を図ることが期待できるとしています。

本県でも、「健康・医療・介護」、「観光」、「農業」、「ものづくり」などの分野等において、様々なネットワークの技術を活かした施策や、A I や I o T などの I C T やデータを活用する施策等を推進し、産業の高付加価値化による県内経済の活性化や新しい技術等の活用による社会課題の解決を図るために取り組んでいく必要があります。

(具体的な施策内容)

- ① 魅力が伝わる情報発信
- ② I o T 推進コンソーシアム等を通じた身近な地域における I o T プロジェクトの創出等
- ③ 統合型 G I S の全庁的な利活用の推進
- ④ 富士の国やまなしインフラガイドの開設
- ⑤ 教育情報ネットワークの情報セキュリティの強化
- ⑥ やまなし I o T ラボの活動

- ⑦ 中小企業生産性向上促進事業費補助金による I o T 導入支援（I o T 導入トライアル事業、I o T 導入モデル事業）
- ⑧ 先進バス交通技術研究会（自動運転システムなど先進的なバス交通に関する調査研究）
- ⑨ 「富士の国やまなしを全力で走る+」サイトなどにおける PR やまなし」が国内外に認知されている
- ⑩ A I を活用した野菜の病害虫診断技術の開発、I o T 等の先進技術の導入、実証
- ⑪ S N S などを活用した新たな取り組みによる情報発信等（県産農産物等の国内における「やまなしブランド」の強化と戦略的・効果的な販売促進）
- ⑫ まなびネットワークシステムによる生涯学習情報の提供・充実
- ⑬ 移住・定住総合ポータルサイトの運営
- ⑭ 移住支援金制度の中で構築するマッチングサイトによる求人紹介
- ⑮ データを活用した健康増進と医療費適正化の推進

（成果指標等） ㊦は総合計画で設定されているもの

- 魅力が伝わる情報発信
【成果指標等】 ㊦富士の国やまなし観光ネットアクセス数 1,200 万 P V
- 富士の国やまなしインフラガイドの開設
【成果指標等】 ㊦ポータルサイト等により、インフラ施設が紹介され観光資源として活用されている
- A I を活用した野菜の病害虫診断技術の開発、I o T 等の先進技術の導入、実証
【成果指標等】 ㊦A I 等を活用し、ももの着果量を判断するシステムや病害虫の診断システムなど新たな技術が実用化され、生産の効率化や高品質化が進んでいる
- S N S などを活用した新たな取り組みによる情報発信等（県産農産物等の国内における「やまなしブランド」の強化と戦略的・効果的な販売促進）
【成果指標等】 ㊦県産果実の「やまなしブランド」が全国にしっかり根付き、その他の農畜水産物もブランド化が図られている】
- まなびネットワークシステムによる生涯学習情報の提供・充実
【成果指標等】 ㊦学習情報提供件数 1,400 件／年】

○ 移住・定住総合ポータルサイトの運営

【成果指標等】 ④移住者数 13,800人（R元～R4累計）

○ 移住支援金制度の中で構築するマッチングサイトによる求人紹介

【成果指標等】 ④年間転入者数 13,000人